



# JAAO Flash

## □ 今月号の目次と要旨

1. 【速報】廃棄食品の不法転売について:1/13のニュース報道で、異物混入のため廃棄処分となった加工食品が、受託した産廃処分業者を介して、転売されていたことが発覚した。経緯、原因等、続報が次々入っているようだが、本号ではまずは廃棄物処理法違反事件の発生をお伝えする。
2. 産廃の排出と処理状況(H25年度実績):H17年度をピークに減少し続けていた排出量が2年前の25年度に1.6%増加に転じた。農林水産業を除く建設、製造等の業種で増加。アベノミクスによる国内生産増によると見られるも、消費増税の影響等で排出増加傾向は抑制されている可能性もある。
3. 産廃の不法投棄等の状況(H26年度実績):前年度との比較で108万トン減少したが、H26年度末現在で1600万トン(うち72.5%が建設系)残存している状況。多くの事案処理が産業界も協力する適正処理推進基金の活用によっている。
4. 欠格要件による行政処分の実態:例えば、欠格要件のうち所謂「おそれ条項:業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある」に該当した許可取消は多くないが、弊社収集の行政処分情報の中で確認できる。「行政処分の指針」と共に本文を参照されたい。

vol.101 January 2016

## 1. 【速報】 廃棄食品の不法転売について

木川 仁

2016年1月13日、株式会社壺番屋から「産業廃棄物処理業者による当社製品(ビーフカツ)不正転売のお知らせ」がリリースされた。また、1月14日付の中日新聞には、「壺番屋製廃棄カツを業者が横流し\_愛知で5405枚販売」という見出しで、この事件を報道している。

詳細は、次のURLをご覧ください。

壺番屋 IR:

<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1316792>  
中日新聞記事:

<http://www.chunichi.co.jp/article/front/list/CK2016011402000088.html>

この事件を知った時、ここ数年中国の食品偽装問題に敏感な反応を示してきた日本で、こうした事件がまだ起きていることに驚いた。この事件は、報道されたばかりでその本質はよく分かっていないが、まずは、排出事業者責任の視点から問題を考えてみたい。

壺番屋 IR は、このビーフカツの廃棄日時が、昨年10月19日であると記載している。この事件は、壺番屋のパート従業員がスーパーマーケットで買い物中に商品を発見して不審に思い、同社本部に通報したため発覚した、とされている。ここで、排出事業者によって廃棄されてから事件が発覚するまで、相当な時間が経っていることに気づく。また、中日新聞には、「県の調べでは、産廃業者 D 社は 7,000 枚を堆肥化した。残る 33,000 枚を 11 月に仲介業者に転売した。…と不正転売を認めているという。また、D 社は産廃管理票(マニフェスト)で、40,000 枚をすべて堆肥化したと虚偽の報告をしていた。」と書かれている。この行だけを読むと処理委託された産廃業者の不正としか見えないが、それでは、自らが排出した産業廃棄物が適正に処理されるまで、全ての責任を負った「排出事業者責任」は関係ないのか、ことになる。

排出事業者が守るべき委託基準は多岐にわたっている。本事案のように、スポット的に大量な廃棄物が発生した場合は、排出事業者は、通常とは異なる視点から処理工程全体を目配りする等の注意が重要になる。

こうした報道は、処理業者より排出事業者の名前が有名なため、排出事業者のブランド価値を毀損する機会が多い。排出事業者の業者選定や定期的な現地確認が重要な意味を持って来る。本事案は報道されたばかりであり、不明な点も多々あるため、事件の概要が見えて来た時点で再度、解説してみたい。

(以上)

## 2. 産業廃棄物の排出と処理状況(平成 25 年度実績)

木川 仁

2015年12月22日、環境省から平成25年度(2013年4月~2014年3月)の全国の産業廃棄物の排出と処理状況を調査結果に関する報道発表があった。全国の産業廃棄物の排出状況を把握するのに良い機会なので、以下にポイントをまとめてみた。

平成25年度の総排出量は3億8,500万t/年となり、平成17年度(4億2,200万t/年)をMAXとして平成24年度(3億7,900万t/年)まで減少し続けてきた排出量が、はじめて約1.6%(△600万t/年)増加した。

次頁表1に平成24年度と25年度の排出量変化について、全排出量の80%以上を占有する上位5位までの業種で比較した結果を示す。

表1 上位5位までの業種における排出量変化

業種別	平成年度		
	24	25	
	排出量 (万t/年)	排出量 (万t/年)	増減 (%, 対前年)
1 電気・ガス・熱供給・水道業	9,647	9,799	1.58
2 農業・林業	8,572	8,296	-3.22
3 建設業	7,412	8,035	8.41
4 鉄鋼業	2,866	3,076	7.33
5 パルプ・紙・紙加工品製造業	2,900	3,044	4.97

産業廃棄物を大量排出する建設業、鉄鋼業やパルプ・紙・紙加工品製造業は対前年で5%以上増加したが、一方、農林水産業は3%の減少となっている。この結果は、平成24年11月に始まったアベノミクスが一因になって主に製造業の国内生産が増加したことと相関があるように思われる。こうした傾向が平成28年の現在でも継続しているか否か。その回答は、2年経たないと不明だが、平成26年4月以降の消費税増税の影響が大きく残っている現状を考慮すると、平成25年度より排出量の増加割合は減少していることが予測できる。産廃業者は、こうした大局的な視点から排出状況を考えることも必要ではないだろうか。

以上

### 3. 産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成26年度)

木川 仁

2015年12月28日(2016年1月8日修正)、環境省は、平成26年度(2015年3月)末における産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理(以下「不法投棄等」という)事案について、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成のための基礎資料とすることを目的として、新たに判明した不法投棄等事案の状況、及び年度末時点の不法投棄等事案の残存量等を公表した。

平成26年度末における不法投棄等廃棄物の残存量は、約1,600万t存在(その内72.5%が建設系廃棄物)する。この残存量は平成25年度末と比較して108万t減少したが、未だ100万tクラスの大型最終処分場が16個も必要となる量が不法投棄されている。では、こうした不法投棄等事案は、どのようにして解決されるのだろうか。

基本的に、大型事案は財政支援制度を活用して実施されることが多い。この財政支援としては、平成

10年6月16日以前の不法投棄等事案は、産廃特措法に基づき、都道府県等が行う行政代執行に対して、18事案を対象に国からの補助金支援が行われた。この代表的な事例が、2022年度完了を目指した「香川県豊島事案(62万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>, 521億円)」と2014年3月に全量撤去完了した「青森・岩手県境事案(105万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>, 708億円)」である。

一方、平成10年6月17日以降に不法投棄された事案については、国の補助に加えて、社会貢献の観点から産業界からの協力も得て作られた産業廃棄物適正処理推進基金が活用され、平成26年度末までに80事案に対して支援が行われている。現在、多くの事案処理は、この基金を活用したケースとなっている。

(以上)

## 4. 行政処分の指針と処分実態 その1

### 欠格要件による行政処分の実態

小西 道子

「行政処分の指針」(環産産発第1303299号平成25年3月29日;以下、指針という。)は、自治体が行政処分を行う際に、「ある種の行為については、この程度の処分」という目安を示し、恣意的な判断を排し、統一性のある処分を確保しようとしている。指針に基づき、実際にはどのような処分がなされているのだろうか。自治体のホームページで公開されている行政処分情報を基に、その動向を何回かに分けてお伝えしていきたい。

指針のURL: <https://www.env.go.jp/hourei/add/k040.pdf>

今回は、欠格要件に係る処分の実態を見ていく。欠格要件の中でも、指針p.9記載の「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」で、5%以上の株を保有している株主に該当する者に対して実際出た処分の傾向について説明する。

産業廃棄物処理業者の中には、5%以上の株を保有している株主までが欠格要件の対象者として業許可取消しのリスクを負うことに対して、何とかならないだろうかという声もあると聞く。しかしながら、これまで実際どのくらいの数、5%以上の株を保有している株主が欠格要件に該当して許可取消しに至ったかというところ、平成24年で5件(409件中)、平成25年で5件(414件中)、平成26年で4件(372件中)であり、全体の行政処分数に占める割合で言えば、1.1~1.2%に過ぎない。また、上記件数のうち収集運搬業許可の取消しがほとんどを占め、処分業

まで取消しとなったケースは1件のみであった。欠格要件該当者が広がることで、許可取消しのリスクが高まる懸念は理解できるが、実際具体的に取消しとなった事例は、未だ少ないという傾向が読み取れる。リスクは行政処分の指針等で正しく理解（指針 p.9 熟読のこと）することは重要だが、それほどリスクに敏感になり過ぎることはないのではないか。

次に、欠格要件の対象者として、指針 p.11 記載の「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」について触れたい。これは一般的に「おそれ条項」と呼ばれている。「おそれ条項」に該当するか否かは客観的に判断し難いため、当該指針においてその基本的な考え方や具体的な事例が示されている。その中には、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられた者も含まれるとされているので注意が必要と言える。

これに関して、実際どの程度処分が出されているかという点、これも件数としては少なく、平成 23 年で 2 件、平成 24 年～平成 26 年で各 1 件ずつ、平成 27 年現時点までで 3 件となっている。どういった内容が「おそれ条項」に該当したのか、具体的には以下のとおりとなっている。

**事例 1**：廃棄物処理法に違反した行為を繰り返しており、行政指導が累積。

**事例 2**：これまで3回の行政処分（事業停止命令2回、施設の改善命令1回）を受けていることに加え、不法投棄容疑で役員2名が逮捕された。

**事例 3**：新たな者が代表者に就任したが、同人は事業を行うに当たり必要な知識及び技能を有しているとは認められず、事業の継続に当たり、これまで業務を遂行していた関係者が実質的に業務に携わることは明らか。

**事例 4**：警察本部長から、被処分者の役員が暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると知りながら、利益供与を行った旨、情報提供があった。

**事例 5**：砂の排出、たい積等の規制に関する条例に違反して土砂を堆積した法人とともに、措置命令を受けた者である。措置命令の履行期限後も、繰り返しこの役員に対して土砂の撤去を求めてきたが、同人は一部を撤去したのみで、土砂の撤去を行っておらず、また、市道上及び他人の所有地上に土砂をたい積させながら原状に復していない。

概ね、行政処分の指針に則った処分となっていることが読み取れる。未だ当該内容での処分件数は少

ないが、平成 27 年になって処分件数が増加傾向にあり、今後もこうした「おそれ条項」該当の件数も増える可能性があると言われる。直罰規定でないもの（改善命令や停止命令）でもそれらを繰り返す産廃処理業者は、業を取り消されるリスクが高い業者として注意する必要があると言える。

(以上)

#### ㈱日本廃棄物管理機構

〒220-8131

横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー31階

Tel. 045-663-6697 Fax. 045-663-4586

E-mail: [info@jaaocorp.co.jp](mailto:info@jaaocorp.co.jp)